

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休業日、  
翌日の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 保険薬剤師の登録(保険課)

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示の失効(商工指導課)

◇ 選 管 告 示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出  
政治団体の収支に関する報告書の要旨(三件)  
政治団体の解散の届出

◇ 公 告 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況(商工指導課)

## 告 示

鳥取県告示第五百四十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成三年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
荒 金 美 斗	鳥薬第七八二号	平成三年六月二十七日

鳥取県告示第五百四十九号

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第三条第二項の告示は、その効力を失ったので、同法第三条第五項の規定により、告示する。

平成三年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の氏名又は名称	建物の名称	建物の所在地
鹿野街道開発事業協同組合	鹿野街道ショッピングセンターあさいち	鳥取市川端五丁目二六一

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成三年七月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	年月日	備考
自由民主党赤碓町支部	高力 勝美	真山 大治	東伯郡赤碓町大字中村八〇	平成三年四月二日	政治団体の
自由民主党会見町支部	赤井 繁美	太田 薫	西伯郡会見町田住四一三	"	"
自由民主党鳥取市神戸支部	山根 賢治	牛尾 卓二	鳥取市下砂見五五六一	平成三年七月七日	"
自由民主党鳥取市湖山支部	船越礼次郎	船越礼次郎	鳥取市湖山町西一五〇二	"	"
鳥取県西部医師連盟	辻谷 賢三	鎌沢 泉	米子市久米町一三六	平成二年十二月六日	その他政治団体
さとう正夫後援会	佐藤 巖	松浦 孝保	米子市米原五七五	平成二年十二月十日	"
森田たかとも後援会	辻谷 賢三	柴田 力寿	米子市上福原一六一四	平成二年十二月十二日	"

山田芳美後援会	松本 寛	荒木 幸雄	日野郡日野町濁谷二七六	平成二年四月四日	"
はあとあるよなごをつくる会	友松 康雄	別所 清平	米子市上福原一六一四	平成二年五月五日	"
小谷久雄後援会	松田 則正	大久保 茂	八頭郡八東町大字南二六二	平成二年七月七日	"
益田信夫後援会	松田 昭	山澤 捷美	西伯郡日吉津村大字富吉一〇五四	平成二年十二月十日	"
細田光明後援会	仲田 朗	天野 達由	日野郡日野町根雨四四三	平成二年十二月十五日	"
前田進後援会	井藤 淳	山路 繁	西伯郡日吉津村大字富吉一三九九	平成二年十二月十六日	"
長尾ながむ後援会	森原 光弘	森原 喜久	岩美郡国府町大字栃本四六四一六	平成三年一月一日	"
湯原俊二後援会	内田 金良	西尾 憲司	米子市彦名町六八七八	"	"
亀尾たかつぐ後援会	亀尾 俊雄	亀尾 和夫	西伯郡西伯町大字福成六〇九	平成三年一月二日	"
安田省二朗とみんなの会	田村 憲一	前田 政友	鳥取市富安二丁目二〇	平成三年一月五日	"
高塚秀樹後援会	伊佐田富之	米田 勝彦	倉吉市八尾一五〇一四	平成三年一月八日	"
うるし原あきお後援会	野一色敏温	足立 節	倉吉市大平町一〇三一	平成三年一月十三日	"
明るい西伯町をつくる会	岡本 精胤	野口 昭	西伯郡西伯町大字福成二一八〇	平成三年二月一日	"
木村守正後援会	池本 勝美	福田磯次郎	八頭郡用瀬町大字用瀬四三二	平成三年二月二日	"
泰伊知郎後援会	泰 敦敏	泰 美登里	西伯郡西伯町大字阿賀三六四一二	平成三年二月五日	"
谷口徳五郎後援会	細砂節太郎	細砂 義昭	岩美郡国府町大字上地	平成三年二月八日	"

種田吉寿後援会	角田 稔	大江 旭	西伯郡西伯町大字 倭三四〇	"	"
福田敷後援会	生田 誠一	生田 誠一	八頭郡河原町大字 渡一木二三〇一	平成三年 二月十二日	"
渡邊利夫後援会	坂本 拓治	北山 典夫	岩美郡國府町稲葉 丘一丁目二三一	平成三年 二月十六日	"
井上ちえ子後援会	桑原正二郎	渡辺 和江	米子市尾高町三三	平成三年 二月十九日	"
初田いさお後援会	鈴木 稔夫	初田 耕一	気高郡気高町大字 日光五二〇	平成三年 二月二十日	"
あかるい民主 政をつくる会	山崎 季治	奥田敢太郎	鳥取市瓦町一七六	平成三年 二月二十日	"
ともさだ節雄後 援会	池本 嘉明	景山 勇	米子市塩町四二	"	"
梶稔後援会	森下 次郎	古田 當高	八頭郡八東町大字 徳丸一三三六	平成三年 六月二十日	"
田淵銀一後援会	下田純一郎	田淵 稔	八頭郡河原町大字 本鹿二〇八	"	"
陶山和憲後援会	陶山 重寿	瀬崎 光彦	西伯郡西伯町大字 猪小路八	平成三年 七月二十日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成三年七月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党郡家町支部	会計責任者の氏名	小林 惇	柳原 憲光	平成三年 五月五日	支部の
自由民主党青谷町支部	主たる事務所の所在地	気高郡青谷町 大字河原四三	気高郡青谷町 大字楠根二二	"	"
"	代表者の氏名	長谷川二郎	窪田多喜雄	"	"
自由民主党溝口町支部	主たる事務所の所在地	日野郡溝口町 金屋谷六九〇	日野郡溝口町 舟越三二	平成三年 二月五日	"
"	代表者の氏名	影山 博人	影山 仁	"	"
"	会計責任者の氏名	長田 安夫	瀬尾 雄一	"	"
自由民主党北条町支部	主たる事務所の所在地	東伯郡北条町 大字江北五七	東伯郡北条町 大字土下一六	平成三年 二月七日	"
"	代表者の氏名	西村 勝義	大嶋 力	"	"
自由民主党鳥取市賀露支部	会計責任者の氏名	小玉 正猛	渡部万亀造	平成三年 二月十四日	"
自由民主党米子市巖支部	主たる事務所の所在地	米子市蚊屋二 八六一七	米子市蚊屋二 八四二一	"	"
"	代表者の氏名	渡辺 慶治	石田 富一	"	"
"	会計責任者の氏名	能登路尚孝	松波 征納	"	"
自由民主党船岡町支部	主たる事務所の所在地	八頭郡船岡町 大字坂田一一	八頭郡船岡町 大字福井三〇	"	"
"	代表者の氏名	下田 義幸	垣田 豊臣	"	"
"	会計責任者の氏名	鎌谷 収	田中 秀吉	"	"



宮脇愛之助後援会	代表者の氏名	龜近 勉	市田 弘文	平成三年 二月七日	"
"	代表者の氏名	圓山 利郎	篠原 昊	"	"
松原一男後援会	主たる事務所の所在地	日野郡溝口町 宮原三九五	日野郡溝口町 溝口三五六一	"	"
"	会計責任者の氏名	福田 博幸	乗田 正人	"	"
中村和夫後援会	主たる事務所の所在地	米子市旗ヶ崎 七一丁目八一二	米子市旗ヶ崎 五一四一	平成三年 二月五日	"
福谷勝三後援会	代表者の氏名	友森 勝美	庵野 勝文	平成三年 二月四日	"
柳谷中後援会	主たる事務所の所在地	米子市皆生一 六七一一三	米子市皆生二 六〇	"	"
"	代表者の氏名	南家 悦郎	岡仲平八郎	"	"
手島幸二後援会	主たる事務所の所在地	境港市本町五	境港市明治町 八六	平成三年 二月二日	"
"	代表者の氏名	森畑 務	佐藤 巖	"	"
さとこう正夫後援会	"	米子市米原五 九二一二	米子市米原五 七五	平成三年 二月一日	"
山脇敏正後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市大杵二 六四一一一	鳥取市東品治 一一二	平成三年 一月三十日	"
くまがい信孝後援会	代表者の氏名	太田 吾郎	庵野 勝文	平成三年 九月九日	"
"	会計責任者の氏名	高野 晃一	高野 春美	"	"
政治結社大日本政友会	主たる事務所の所在地	鳥取市富安一 丁目一七三	鳥取市滝山四 一六	"	"
"	会計責任者の氏名	野々村律夫	田淵 新平	"	"

岩見誠次後援会	主たる事務所の所在地	岩美郡岩美町 大字浦富一〇 三四一七	岩美郡岩美町 大字岩本一一 五二一二	平成三年 二月八日	"
藤井省三後援会	"	倉吉市山根四 三	倉吉市上井源 平田三五三	"	"
藤田栄治後援会	"	米子市上後藤 五七七一三三	米子市上後藤 二〇二一一	平成三年 二月十三日	"
井上まさお後援会	会計責任者の氏名	井上 郁夫	井上 寿夫	平成三年 二月十四日	"
山根君太郎後援会	主たる事務所の所在地	八頭郡八東町 大字富枝一四 二	八頭郡八東町 大字用呂九一 四	"	"
名越典由後援会	会計責任者の氏名	入江 政夫	別所 幸人	平成三年 二月十六日	"
山口義行後援会	代表者の氏名	福井 英紀	穴戸 春清	平成三年 二月十八日	"
岡本善徳後援会	会計責任者の氏名	前田 幸雄	前田 薫	平成三年 二月二十日	"
磯田俊二後援会	代表者の氏名	細田 英	藤原 政義	平成三年 二月二十日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公報する。

平成三年七月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

◎その他の政治団体

期間 昭和68年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 **友定節雄後援会**

報告年月日 平成3年2月22日

収入・支出の総額

1 収入総額	15,623円
(1) 前年繰越額	15,623円
(2) 本年収入額	0円
2 支出総額	0円

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規  
定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったもの。同法第二十  
条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成三年七月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

◎政党の支部

期間 平成元年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 **自由民主党鳥取市  
久松支部**

報告年月日 平成3年2月14日

1 収入・支出の総額	196,233円
(1) 収入総額	

ア 前年繰越額 108,620円

イ 本年収入額 87,613円

(2) 支出総額 50,113円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳  
個人の負担する党費又は  
会費(25人) 37,500円

◎その他の政治団体

期間 平成元年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称

**政治結社櫻井会  
大日本櫻井会鳥取県  
本部**

報告年月日 平成2年12月27日

収入・支出の総額

1 収入総額	0円
(1) 前年繰越額	0円
(2) 本年収入額	0円
2 支出総額	0円

政治団体の名称 **中川健作後援会**

報告年月日 平成3年1月29日

収入・支出の総額

1 収入総額	35,800円
(1) 前年繰越額	35,800円
(2) 本年収入額	0円
2 支出総額	0円

その他の収入 50,113円

10万円未満の収入 50,113円

合 計 87,613円

(2) 支出の内訳

政治活動費  
組織活動費  
合 計 50,113円

政治団体の名称 **友定節雄後援会**

報告年月日 平成3年2月22日

収入・支出の総額

1 収入総額	15,623円
(1) 前年繰越額	15,623円
(2) 本年収入額	0円
2 支出総額	0円

政治団体の名称 **吉田達男後援会**

報告年月日 平成3年2月26日

収入・支出の総額

1 収入総額	12,256,883円
(1) 収入総額	12,256,883円
ア 前年繰越額	988,518円
イ 本年収入額	11,268,365円
(2) 支出総額	11,859,221円

2 収入・支出の内訳		2 収入・支出の内訳		2 収入・支出の内訳		政治団体の名称 山本良一後援会	
(1) 収入の内訳	収入の内訳	(1) 収入の内訳	収入の内訳	(1) 収入の内訳	収入の内訳	報告年月日 平成3年2月27日	収入・支出の総額
寄附 (内訳別掲)	寄附 (内訳別掲)	寄附 (内訳別掲)	寄附 (内訳別掲)	寄附 (内訳別掲)	寄附 (内訳別掲)	1 収入総額	2,000円
個人からの寄附 2,237,500円	個人からの寄附 2,237,500円	個人からの寄附 395,450円	個人からの寄附 395,450円	個人からの寄附 395,450円	個人からの寄附 395,450円	(1) 前年繰越額	2,000円
(うち指定団体に対する寄附 400,000円)	(うち指定団体に対する寄附 400,000円)	政治団体からの寄附 450,000円	政治団体からの寄附 450,000円	政治団体からの寄附 450,000円	政治団体からの寄附 450,000円	(2) 本年収入額	0円
政治団体からの寄附 9,000,000円	政治団体からの寄附 9,000,000円	小計 845,450円	小計 845,450円	小計 845,450円	小計 845,450円	2 支出総額	0円
小計 11,237,500円	小計 11,237,500円	その他の収入 2,840円	その他の収入 2,840円	その他の収入 2,840円	その他の収入 2,840円	合 計	795,000円
その他の収入 30,865円	その他の収入 30,865円	10万円未満の収入 2,840円	10万円未満の収入 2,840円	10万円未満の収入 2,840円	10万円未満の収入 2,840円		
合 計 11,268,365円	合 計 11,268,365円	合 計 848,290円	合 計 848,290円	合 計 848,290円	合 計 848,290円		
〔寄附の内訳〕	〔寄附の内訳〕	〔寄附の内訳〕	〔寄附の内訳〕	〔寄附の内訳〕	〔寄附の内訳〕		
個人からの寄附	個人からの寄附	個人からの寄附	個人からの寄附	個人からの寄附	個人からの寄附		
その他 2,237,500円	その他 2,237,500円	その他 395,450円	その他 395,450円	その他 395,450円	その他 395,450円		
政治団体からの寄附	政治団体からの寄附	政治団体からの寄附	政治団体からの寄附	政治団体からの寄附	政治団体からの寄附		
(寄附者の名称)(金額) (事務所の所在地)	(寄附者の名称)(金額) (事務所の所在地)	(寄附者の名称)(金額) (事務所の所在地)	(寄附者の名称)(金額) (事務所の所在地)	(寄附者の名称)(金額) (事務所の所在地)	(寄附者の名称)(金額) (事務所の所在地)		
日本社会党 9,000,000円 鳥取市鳥取県本部	日本社会党 9,000,000円 鳥取市鳥取県本部	吉田達男とふるさとの21世紀を創造する会	吉田達男とふるさとの21世紀を創造する会	吉田達男とふるさとの21世紀を創造する会	吉田達男とふるさとの21世紀を創造する会		
〔指定団体に対する寄附の内訳〕	〔指定団体に対する寄附の内訳〕	報告年月日 平成3年2月26日	報告年月日 平成3年2月26日	報告年月日 平成3年2月26日	報告年月日 平成3年2月26日		
その他 400,000円	その他 400,000円	1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額		
(2) 支出の内訳	(2) 支出の内訳	(1) 収入総額	(1) 収入総額	(1) 収入総額	(1) 収入総額		
経常経費	経常経費	ア 前年繰越額	ア 前年繰越額	ア 前年繰越額	ア 前年繰越額		
		イ 本年収入額	イ 本年収入額	イ 本年収入額	イ 本年収入額		
		848,290円	848,290円	848,290円	848,290円		
		0円	0円	0円	0円		
		848,290円	848,290円	848,290円	848,290円		

鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成三年七月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

◎その他の政治団体

政治団体の名称 真栄増雄後援会

報告年月日 平成3年1月28日

（平成2年12月31日解散）

収入・支出総額

1 収入総額

2 支出総額

報告年月日 平成3年2月12日  
（平成3年2月11日解散）

収入・支出の総額

1 収入総額

2 支出総額

政治団体の名称 友定節雄後援会

報告年月日 平成3年2月22日

（平成2年12月31日解散）

収入・支出の総額

1 収入総額

2 支出総額

政治団体の名称 村川和夫後援会

収入・支出の総額

1 収入総額

2 支出総額

政治団体の名称 村川和夫後援会

収入・支出の総額

1 収入総額

2 支出総額

政治団体の総額  
純増・減 15,628円  
合 計 15,628円

鳥取県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年七月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏者	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
真栄真雄後援会	景山 敏夫	佐々木 弘	境港市中野町三九一—一	平成三年八月二十日	その政治団体
国木親夫後援会	山口 一則	山口 一則	八頭郡智頭町大字智頭一五四七	平成三年二月一日	"
村川和夫後援会	田中 長	影井 敏男	鳥取市栄町二二—一	平成三年二月十二日	"
友定節雄後援会	足立 良彦	村尾 孝元	米子市塩町四二—二	平成三年二月二十日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第六十五号



政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成三年七月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

指定団体の届出をした者の氏名	公職の種類	指 定 団 体		届出年月日
		名 称	主たる事務所 の所在地	
高塚秀樹	県議会議員	高塚秀樹後援会	倉吉市八尾一五〇一四	伊佐田富之
				平成三年 二月二十 五日

公 告

第2種大規模小売店舗の出店調整処理状況

平成3年度第1四半期（4月～6月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成3年7月19日

鳥取県知事 西 尾 田 次

- 1 平成3年度第1四半期内に出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	6月以内のもの	6月を超え12月以内のもの	12月を超え14月以内のもの	14月を超え16月以内のもの	16月を超え18月以内のもの	合 計
件 数	0	1	0	0	0	1

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 出店表明日から事前説明終了日まで
  - 2 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出がされた日（以下「第3条等届出日」という。）から事前商業活動調整協議会の審議等が終了した日（以下「事前商調協終了日」という。）まで
  - 3 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出がされた日（以下「法5条等届出日」という。）から法第7条第1項の規定による勧告を行った日（勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで
- 2 平成3年6月30日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	出店調整の処理状況					合 計
	出店表明日以後事前説明終了日以前のもの	出店表明日以後事前説明終了日以後法3条等届出日以前のもの	出店表明日以後法3条等届出日以後事前商調協終了日以前のもの	出店表明日以後法5条等届出日以後のもの	出店表明日以後法5条等届出日以後のもの	
件 数	3	0	0	1	1	5